

令和 3 年 9 月 3 0 日 開 会

⑤

令和 3 年 第 3 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

1	副知事の選任について	1
2	公害審査会委員の任命について	2

1 副知事の選任について

副知事（定数2）のうち、小野寺俊氏が令和3年10月31日付をもって任期満了となるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を選任しようとするものである。

小 野 寺 俊

昭和27年2月6日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和50年	3月	早稲田大学法学部卒業
職 歴	昭和50年	4月	常陸太田県税事務所
	平成12年	4月	政策監
	平成14年	4月	企画部事業推進課長
	平成16年	4月	広報広聴課長
	平成17年	4月	土木部監理課長
	平成18年	4月	総務部財政課長兼行財政改革・地方分権推進室次長
	平成19年	4月	総務部参事兼財政課長兼行財政改革・地方分権推進室次長
	平成20年	4月	総務部次長
	平成21年	4月	理事兼政策審議監
	平成22年	4月	総務部長
	平成23年	4月	茨城県退職
	平成23年	4月	茨城県教育委員会委員・教育長（1期）
	平成27年	4月	茨城県教育委員会教育長（1期）
平成29年	11月	茨城県副知事（1期）	

【選任理由】

候補者は、本県職員として様々な業務に従事し、県行政に関する優れた識見及び豊富な実務経験を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、副知事として適任であり選任しようとするものである。

2 公害審査会委員の任命について

公害審査会の委員（10名）が、令和3年10月31日付をもって任期満了となるので、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第16条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

石 黒 洋 子

昭和37年4月3日生



現住所	茨城県水戸市	
学 歴	昭和58年 3月	学校法人東京学園東京デザイナー学院卒業
職 歴	昭和58年 4月	オダギ・デザイン事務所入社
	昭和62年 5月	有限会社マツバラデザイン取締役
	平成22年 3月	茨城県建設工事紛争審査会委員
	平成22年 4月	一般財団法人茨城県住宅管理センター評議員
	平成22年10月	茨城県公共事業再評価委員会委員
	平成27年10月	有限会社マツバラデザイン代表取締役
	平成27年11月	茨城県公害審査会委員（2期）

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、建築士として地盤についての専門的な知識を有するとともに、茨城県建設工事紛争審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

百 目 鬼 明 子

昭和 4 2 年 1 月 2 3 日 生



現住所	栃木県小山市	
学 歴	平成 2 年 3 月	京都大学法学部卒業
職 歴	平成 1 4 年 1 0 月	弁護士登録
	平成 1 9 年 5 月	茨城県環境審議会委員
	平成 2 0 年 1 0 月	茨城県快適な社会づくり推進会議委員
	平成 2 4 年 4 月	茨城県弁護士会副会長
	平成 2 4 年 1 2 月	茨城県選挙管理委員補充員（1 期）
	平成 2 7 年 1 1 月	茨城県公害審査会委員（2 期）
	平成 3 0 年 4 月	茨城県行政不服審査会委員

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第 1 3 条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、1 0 人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として、公害紛争処理法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県行政不服審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2 期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

幅 昌 子

昭和31年10月14日生



現住所	茨城県つくば市	
学 歴	昭和54年 3月	同志社大学文学部卒業
職 歴	昭和54年 4月	向陽塾講師
	平成17年10月	人権擁護委員
	平成18年 4月	つくば市社会教育指導員
	平成21年 4月	水戸家庭裁判所土浦支部家事調停委員
	平成22年 4月	つくば市女性のための相談員
	平成23年 4月	茨城県建設工事紛争審査会委員
	平成26年10月	茨城県情報公開・個人情報保護審査会委員
	平成27年11月	茨城県公害審査会委員（2期）

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、家庭裁判所家事調停委員や茨城県建設工事紛争審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

大 橋 朗

昭和48年7月14日生



現住所	茨城県水戸市	
学 歴	平成14年 3月	大阪大学大学院理学研究科後期（博士） 課程修了
職 歴	平成14年 4月	茨城大学理学部助手
	平成17年 4月	茨城大学理学部講師
	平成20年10月	茨城大学理学部准教授
	平成30年11月	茨城県公害審査会委員（1期）

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、茨城大学理学部准教授を務めており、大気や土壌の汚染、悪臭などの分野において、専門的な知識や豊富な経験を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

清 水 年 美



昭和46年12月22日生

現住所	茨城県日立市	
学 歴	平成15年 3月	岐阜大学大学院工学研究科博士後期課程 修了
職 歴	平成 6年 4月	岐阜大学工学部文部技官
	平成16年 4月	新潟大学大学院自然科学研究科助手
	平成21年 4月	茨城大学工学部准教授
	平成30年11月	茨城県公害審査会委員（1期）

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、茨城大学工学部准教授を務めており、騒音や振動などの分野において、専門的な知識や豊富な経験を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

松 崎 信 夫

昭和 3 7 年 1 1 月 1 4 日 生



現住所	茨城県取手市	
学 歴	平成 5 年 3 月	横浜市立大学大学院医学研究科博士課程修了
職 歴	平成 5 年 4 月	横浜市立大学医学部附属病院常勤特別職
	平成 7 年 1 1 月	取手整形外科医院院長
	平成 1 6 年 4 月	社団法人取手市医師会理事
	平成 1 8 年 4 月	社団法人茨城県医師会代議員
	平成 2 0 年 4 月	社団法人茨城県医師会理事
	平成 2 2 年 4 月	社団法人茨城県医師会常任理事
	平成 2 5 年 7 月	一般社団法人茨城県医師会副会長
	平成 2 8 年 4 月	茨城県医師国民健康保険組合理事長
	平成 3 0 年 1 1 月	茨城県公害審査会委員（1 期）

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第 1 3 条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、1 0 人の委員をもって組織される。

候補者は、医師として健康被害に関する専門的な知識を有するとともに、茨城県医師会副会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1 期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

三 好 隆

昭和31年8月11日生



現住所	茨城県小美玉市		
学 歴	昭和54年 3月	茨城大学理学部卒業	
職 歴	昭和54年 4月	環境局大気原子力課	
	平成24年 4月	生活環境部防災・危機管理局消防安全課 産業保安室長	
	平成26年 4月	生活環境部環境対策課長	
	平成27年 4月	生活環境部技監兼環境対策課長	
	平成28年 4月	生活環境部次長	
	平成29年 3月	茨城県退職	
	平成29年 6月	公益社団法人茨城県水質保全協会専務理事	
	平成30年11月	茨城県公害審査会委員（1期）	

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、昭和54年の茨城県入庁以来、生活環境部環境対策課長や生活環境部次長などを歴任し、環境行政について、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

森 田 冴 子

昭和 5 1 年 1 2 月 1 2 日生



現住所	茨城県水戸市	
学 歴	平成 1 1 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
職 歴	平成 1 8 年 1 1 月	弁護士登録
	平成 2 7 年 4 月	茨城県弁護士会副会長
	平成 2 7 年 5 月	茨城県環境審議会委員
	平成 3 0 年 1 1 月	茨城県公害審査会委員（1 期）

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第 1 3 条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、1 0 人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として、公害紛争処理法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県環境審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1 期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

辻 村 壮 平

昭和55年1月11日生



現住所	茨城県水戸市	
学 歴	平成19年 3月	明治大学大学院理工学研究科博士後期課程修了
職 歴	平成22年10月	東京大学生産技術研究所特任研究員
	平成26年 6月	日本騒音制御工学会評議員
	平成28年10月	茨城大学工学部都市システム工学科講師
	平成30年 6月	日本騒音制御工学会理事
	平成31年 4月	茨城大学大学院理工学研究科都市システム工学専攻准教授
	令和 元年 6月	日本音響学会評議員

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第13条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、日本騒音制御工学会理事や日本音響学会評議員を務めるなど、騒音の分野について、専門的な知識や豊富な経験を有している。

公害審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

福 岡 秀 哉

昭和 5 6 年 4 月 3 0 日 生



現住所	茨城県牛久市		
学 歴	平成 2 0 年 3 月	同志社大学法学研究科前期課程修了	
職 歴	平成 2 1 年 9 月	弁護士登録	
	平成 2 8 年 4 月	茨城県弁護士会副会長	

【任命理由】

公害審査会は、公害紛争処理法第 1 3 条の規定による茨城県公害紛争処理条例に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として設置されるもので、10人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として、公害紛争処理法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公害審査会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公害審査会委員として適任であり任命しようとするものである。